

平成30年度

第1回藤沢市いじめ問題再調査委員会

2018年8月23日(木)

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和課

○事務局（西山課長） それでは、平成30年度 第1回藤沢市いじめ問題再調査委員会を開催させていただきます。

はじめに、会議の成立について、でございますが、会議の成立要件でございます、藤沢市いじめ問題再調査委員会規則第5条の規定に定める半数以上の委員にご出席をいただいておりますことから、本日この会議が成立していることを、ここでご報告させていただきます。

次に、会議の開催に当たりまして、本日の会議の公開・非公開についてお諮りいたします。

本市では、各種審議会等の会議は、市政運営や施策形成における公正性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例の規定により、原則として公開としております。

本日の藤沢市いじめ問題再調査委員会につきましては、議題（3）の情報交換等におきましては、非公開情報について規定する条例第6条のうち第3号の「実施機関内部若しくは実施機関相互との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより素直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」の規定によりまして、非公開で行いたいと思っております。それまでの間は公開としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（西山課長） ご異議がございませんので、議題（3）に入るまでは公開とさせていただきます。傍聴人の確認をいたします。

○事務局（田中） 傍聴人はいらっしゃらないです。

○事務局（西山課長） それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

（資料確認）

○事務局（西山課長） それでは、これより次第に沿って議事に移らせていただきます。

委員長、副委員長が決まるまでは、企画政策部長が議事の進行をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○企画政策部長 それでは、すみませんが着座のままに進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

まずはじめに、議題（1）「正副委員長の選出について」でございます。

資料2をごらんいただきたいのですが、こちらの第4条に「委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」と書いてあります。ですので、これから委員長と副委員長を決めるのですが、まず、委員長の選出につきましてです。委員の方でお考えのある方がいらっしゃいましたらご発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○原委員 新井先生にお願いできれば…。

○堀委員 はい、是非。

○新井委員 私ではよろしければやらさせていただきます。よろしくお願いします。

○企画政策部長 では、委員長に新井委員ということでお引き受けいただけますでしょうか。

○新井委員 はい。

○企画政策部長 ありがとうございます。よろしくお願いいたしますと思います。

次に、それでは、副委員長の選出ですけれども、まず、委員長のご意見はいかがでしょうか。

○新井委員 私はどなたでも構わないのですが…。

○原委員・堀委員 田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 私ではよろしいのでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

○企画政策部長 では、田辺委員に副委員長をお願いするということでよろしいでしょうか。

○田辺委員 はい。

○企画政策部長 ありがとうございます。

それでは、委員長には新井委員、副委員長には田辺委員ということで、ご就任いただくことといたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○企画政策部長 では、ご承認をいただいたということで、新井委員は、委員長の席へご移動をお願いできますでしょうか。

(新井委員長、委員長席へ移動)

○企画政策部長 まず、新井委員から一言ごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○新井委員長 皆様の互選によって選んでいただきどうもありがとうございます。自分自身は、一昨年度ぐらいから始まった東京都大田区の第三者委員会で延べ2年ぐらい務めさせていただいて、一応の報告書を上げて、その後、保護者の方などからご意見等が来ていないものから、もう半年ぐらいたちましたので大体もうおさまったのかなという感じはしています。ただ、実際調査をやってみて、すごく壁というのですか、それはやるたびに、調べるたびに、あとヒアリングではないですが、聞き取り調査をやるたびにそれは感じていました。そういうことがないように、再調査となると、もっとその壁が高いのかなということも予測されま

すので、ぜひともそういうことがないような形で、第三者委員会が開かれること自体もあまりよろしくないのですが、万が一あったときには、そちらできちんと解決していただけるような形で進めていただければありがたいかなと。

自分自身がやってきた経験では、本当に情報というのは少ないのですね。当日の警察情報も、大田区だけかもわからないですけども、一切、非公開で警察からの情報は全くゼロなのです。ですから、その日の家に帰ってからの行動が一切わからない。その中で、因子というのはですか原因を探るということは、当日の状況が把握できない中でどうやって結びつけるのかというか、保護者の申告しかないんですよ。ですから、そういうものが前提にある中でこういった調査をしていくのはかなり至難のわざと。

それで、なおかつ保護者の、関係する方たちの納得を得るということは、かなり壁が高いのかなと。望むような答えを仮に出したとしても納得しないのではないかという感覚はすごく思っています。ですから、再調査になること自体がままならないと思うのですが、実際なったときの葛藤とかを考えると、どうやっていこうかと。

事務局からお電話をいただいたときにちょっとやりとりしたのですけれども、大田区の場合には、委員は5人かな。そのうちの、心理士の方、ドクターの方、そして私が学識経験者、あと2人が弁護士。あと、調査員という形で、委員長が指名すれば発言もできるのですが、その方が弁護士で3人。ですから、弁護士が5人ついて始まったものですから、最初からそういう体制、ぎっちり法律的な背景を組んでやっていたので、今回のメンバーを聞いたときに、弁護士の方が1名ということで、本当に法的な闘争になったときには、ちょっとそのあたり、私の知識ではかなり疎いものですから、皆様のお知恵というかご支持がなければ進めていけなくなると思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○企画政策部長 ありがとうございます。

それでは、副委員長の田辺委員からごあいさつをいただけますか。

○田辺副委員長 副委員長ということで、突然の話で、私はどうしたらいいのかなと思っています。力はないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、児童相談所で平成12年の児童虐待防止法の施行の後、虐待防止対策班の班長をした経験があって、虐待も似ているところがあって、いじめも虐待も、子どもがいじめられたと感じたら、それはいじめだし、虐待を感じれば虐待だというところで、定義が非常に難しいところなのかなという点を持っていて、そこが本当に困るところです。ただ、子どもの気持

ちをどうやって聞いていくのかというのが、最終的に再調査の中での重要なテーマなのかなと思っています。

いじめは隠す傾向にあって、かなりの被害も隠す傾向にあるのだらうと思っています。そういう中で、本当に子どもが心を開くまでは相当時間もかかってくるということで、再調査については、拙速な判断は非常に危険なのではないかという気持ちで今はいますけれども、実態として、そういう場面に出くわしたらどうなるのか非常に不安もありますが、そういう気持ちで丁寧にやっていけたらと思っています。よろしくお願いします。

○企画政策部長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行につきましては、規則の第4条の規定がございまして、それに基づいて新井委員長にお願いしたいと思います。新井委員長、よろしくお願いします。

○新井委員長 それでは、これより進行させていただきます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題（2）「藤沢市いじめ問題再調査委員会の設置規定等について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（田中） では、当委員会の設置規定等につきまして、引き続き委員をお引き受けいただいた方にはすでにご説明させていただいておりますが、改選後の初めての会議になりますので、いま一度、簡単にご説明、確認をさせていただきたいと思っております。

藤沢市におきましては、2014年（平成26年）4月1日に当委員会を設置いたしました。資料2の当委員会の規則をごらんください。

こちらの第1条にありますように、このいじめ問題再調査委員会は、「藤沢市執行機関の附属機関に関する条例」に基づいて市長部局の附属機関として設置されたもので、こちらの規則は、この委員会の組織及び運営について必要な事項を定めたものです。

この規則の中で、委員会は5人以内で組織し、委員は、弁護士、精神科医、心理、福祉の専門家、教育の学識経験者などを規定しておりまして、それぞれ神奈川県弁護士会、藤沢市医師会、神奈川県臨床心理士会、神奈川県社会福祉士会、そして日本生徒指導学会の各団体から委員の皆様のご推薦をいただいております。

次に、当委員会の設置根拠となりますが、資料3の「いじめ防止対策推進法」でございます。

この法律は、いじめ防止に関する基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明らかにし、いじめ防止対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ

効果的に推進することを目的としております。

資料3の9ページをお開きください。9ページの第三十条の第2項が再調査に該当する条項でございます。念のため読ませていただきます。

第三十条2項。「前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は」、この前項の規定による報告というのは、1つ前の項ですが、重大事態が発生した旨の教育委員会からの報告が規定されていますので、教育委員会から重大事態が発生した旨を受けた地方公共団体の長は、「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。」、これが再調査の規定になっています。

第二十八条の第1項が左のページにありますけれども、第二十八条のところに一と二といったしまして重大事態とはどういうことかというものが規定されておまして、このための「事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と書いてあります。

こちらが法律に規定されているところですが、この調査に至るまでの流れをフロー図にしたものが資料5-1と5-2になります。こちらの資料は、前回平成29年度の委員会でも確認をいただきましたけれども、精査して整理させていただいております。参考資料1と2としてお配りしております基本的な方針とガイドライン、これらの資料に基づいて資料5-1と5-2を作成いたしました。

資料5-1のフロー図をごらんください。左側が学校、真ん中が教育委員会、右側が市長部局で、市長部局の事務担当は人権男女共同平和課でございます。そして、市長部局の下のところ、フロー図の右下に当たりますが、こちらの再調査委員会が位置してございます。

重大事態が発生した場合、まず、教育委員会、そして市長への発生報告がされます。矢印でいうと①と②の「発生報告」というところですが、まずは、学校または教育委員会で調査が行われます。この調査としては、学校の中に調査組織を設けて、教育委員会の支援を受けながら行う場合、図でいうと③のアの部分です。または、教育委員会主体で行う場合、③のイのところ、教育委員会の附属機関の藤沢市いじめ問題調査委員会で行う場合などが考えられます。

そして、矢印でいうところの⑤ですけれども、この調査結果について教育委員会から市長への報告がなされます。この際、児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見を報告書に添えることができることになっていて、左下の「児童生徒・保護者」のところから点線で⑤のと

ころに矢印が引っ張ってあるかと思いますが、そのことです。

市長は、この報告内容や所見により、重大事態への対処または同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、再調査をすることができることになっておりまして、その再調査をこの委員会を実施することになります。

再調査につきましては、調査報告の内容の精査と、いじめがあったかなかったか事実関係を明確にすること、また、学校がいじめ防止対策基本方針に沿って適切に対応していたかというところに焦点を当てた調査になるかと思いますが。再調査を行った場合は、その調査結果を市議会まで報告することになります。

以上が、簡単ですが重大事態が発生した場合の流れとなります。再調査委員会が藤沢市で設置されて以来、再調査に至ったケースは今のところございませんが、教育委員会の調査結果を踏まえて、第三者による再度の調査が必要であると市長が判断した場合に、迅速かつ適切な再調査が行えるよう、藤沢市では常設でこの委員会が設置されています。再調査となった場合には皆様に大変お手数をおかけすることと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○新井委員長 説明が終わりました。

このことについて委員のご意見、ご質問等がありますでしょうか。

よろしいですか。ないということで、先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題（3）「情報交換等」に移ります。

事務局、お願いします。

○事務局（西山課長） これ以降につきましては、冒頭申し上げましたとおり、「非公開情報について規定する条例第6条のうち第3号の「実施機関内部若しくは実施機関相互との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」の規定によりまして、ここからは非公開での会議とさせていただきます。

(以下、非公開)

以 上